

# 主な事業のご紹介 ～「社協会費」のつかいみち～



社会福祉法人 下野市社会福祉協議会



小学生対象「なつ★ジュニアふくし2023」

**みなさまからの「社協会費」は  
地域福祉活動をささえています！**



「社協」って、どんな団体なの？



「社会福祉協議会」は、地域福祉を推進する民間の非営利団体

誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる

「ともに生きる 豊かな地域社会づくり（地域共生）」をめざして

地域の皆様を主体とし、関係者（地域住民、自治会、民生委員児童委員、福祉関係機関、各種団体...）といっしょに、連携・協力しながら様々な事業に取り組んでいる「民間の社会福祉団体」です

社会福祉法第109条に基づき、全国すべての市区町村に設置されています

3

ふだんの

く

くらしを

し

しあわせに



誰もが あんしんして  
暮らせる地域をめざして



主な事業のご紹介  
～「社協会費」のつかいみち(一例)～

## 身近な「福祉」を よりよくするために

- ・ 地域コミュニティを中心とした**福祉活動の推進**



住民参加の地域福祉活動をと  
おして、  
ふれあいを深めながら  
地域の福祉課題を「たすけ  
あい」の力によって解決し  
ていけるよう、  
「地区社協」組織を整備し、  
地域のコミュニティづくり  
を推進しています

# 身近な「福祉」を よりよくするために

- ・ さまざまな「ボランティア活動」の相談と支援
- ・ ボランティア活動に関する講座の開催

誰もが地域活動に参加しやすいように、ボランティアセンターにおいて情報提供や活動の相談、紹介、活動者の育成を行っています

【おすすめの講座 ご紹介】

- ・ 手話講座（入門コース）
- ・ 傾聴ボランティア講座
- ・ なつ★ジュニアふくし体験
- ・ 災害ボランティア講座 など



← 手話講座（入門コース）



ボランティア交流会 →



# 身近な「福祉」を よりよくするために

お気軽にご相談ください

**無料** 心配ごと相談所

こんなことで相談していいのかな…？

生活で心配なこと、悩みを誰かに聞いてもらいたい…

悩み事があるけどどこに相談したらいいのかわからない…

相談したいけど名前や住所は話したくないなあ

1人で悩まずお気軽にご相談ください！

心配ごと・悩みごと相談	子育て相談
<b>日時</b> 第1/第3火曜日	相談をご希望の方は社会福祉協議会までご連絡ください
<b>時間</b> 午後1時30分～3時30分	
<b>相談員</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 民生委員児童委員</li><li>● 人権擁護委員</li><li>● 行政相談委員</li></ul>	<b>相談員</b> 主任児童委員

- ・ 困りごと・悩みごと一人で悩まずに…  
**「心配ごと相談所」**へ  
お気軽に  
ご相談ください

～無料・秘密厳守～  
定期的に開催しています  
詳しい日程は、  
市の広報や社協だより・ホームページでご確認ください



## ふれあい・支え合い活動のために

- ・ 一緒に体を動かしながら地域の皆が交流できる場  
「ふれあいふくし運動会」

子どもや高齢者、障がい者の方が一緒になっておなじみの「玉入れ」「綱引き」をはじめ、誰もが楽しめるかんたんなゲームに楽しく参加し、健康を維持しながら交流を深める機会となっています



# ふれあい・支え合い活動のために

- 福祉の祭典“しもつけふくしフェスタ”を開催  
「たすけ愛」支えあいの地域づくり～つながる心～



福祉・ボランティア・各種団体活動の紹介展示、ステージ発表、模擬店、体験コーナーなどを行い人と人のふれあいの場をとおして、地域福祉への関心を高めていただくため、魅力あるイベントを開催しています



## ふれあい・支え合い活動のために

- ・ 思いやりの心を育む「ふくし移動講座」  
地域の学校や育成会などに出張し“福祉共育”の機会を提供

身近な地域、学校生活などで「ふくしの心」を育て、理解を深めていただく機会として、職員とボランティアが出向いています  
分かりやすさと、当事者とのふれあいを大切にした福祉学習プログラムを提供しています



↑学校で実施した「車イス体験」



# ふれあい・支え合い活動のために

- ・ 安心とふれあい 「登下校時の子供たちの見守り活動」



子どもたちの安心・安全な通学のために、老人クラブをはじめとした各団体のメンバーが主体となって、毎日の通学路で明るいあいさつをしながら地域ぐるみの見守り・声かけ活動を行っています

# ～下野市社協 組織と財源について～

社協の地域福祉活動の財源は、主に普通・特別会員からの会費、寄付金、共同募金などを充てています。より充実した活動展開ができるよう、ご理解とご協力を心よりお願いいたします。

法人事業所・個人

市民の皆様

下野市・公的機関  
県（社協）など

◎特別会員 1口・3000円以上

◎普通会員（個人・世帯） 1口・1000円  
◎特別会員（個人・世帯） 1口・3000円以上

補助金、委託金

自治会  
ボランティア  
学校・教育関係者  
福祉事業所 など

社会福祉協議会  
各種事業を実施

民生委員児童委員  
各種福祉団体  
保健・医療機関  
企業・事業所など

協力

協力



社協への寄付金

赤い羽根共同募金  
配分金

介護保険・障害福祉事業の  
報酬





# 『社協会員』の種類と会費

年 額

◎普通会员（個人または世帯）

1 口 1,000円

◎特别会员（賛同する個人、法人事業所、団体等）

1 口 3,000円以上

※会員加入は任意です ※会員募集は通年行っています



思いやりの心を育み  
支えあいの輪が広がる  
共生のまち 下野

お互いに ささえあい、たすけあえる  
思いやりのある地域をめざして…😊



皆様のご理解と ご協力を  
どうぞよろしくお願いいたします

 社会福祉法人 下野市社会福祉協議会



## スライド 12

---

s1

令和6年度作成、写真は令和5年度事業を使用しています。  
suzuki@hmlb079433, 2025-07-08T03:00:20.116